新条文（令和7年版）								旧条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	旧条文	
1	1	1	33	6	1	(2)	受注者は、トンネル坑内作業において表１－２に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正　経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第６号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	1	1	1	33	6	1	(2)	受注者は、トンネル坑内作業において表１－２に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第６号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	35	5	1	5. .交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正　内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知　平成18年3月31日　国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日　国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	35	5	1	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正　内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知　平成18年3月31日　国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知　平成18年3月31日　国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	実態を踏まえた規定の変更
1	1	1	35	14	1	14.通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年6月改正法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	35	14	1	14.通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	6	(4)	労働基準法（令和6年5月改正　法律第42号）	1	1	1	37	1	6	(4)	労働基準法（令和2年3月改正　法律第14号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	10	(8)	雇用保険法（令和6年6月改正　法律第47号）	1	1	1	37	1	10	(8)	雇用保険法（令和4年3月改正　法律第12号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	12	(10)	健康保険法（令和6年6月改正　法律第47号）	1	1	1	37	1	12	(10)	健康保険法（令和5年5月改正　法律第31号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和6年5月改正　法律第26号）	1	1	1	37	1	14	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正　法律第12号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	15	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和5年12月改正　法律第84号）	1	1	1	37	1	15	(13)	出入国管理及び難民認定法（令和4年12月改正　法律第97号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	16	(14)	道路法（令和5年5月改正　法律第34号）	1	1	1	37	1	16	(14)	道路法（令和3年3月改正　法律第9号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	17	(15)	道路交通法（令和5年6月改正　法律第56号）	1	1	1	37	1	17	(15)	道路交通法（令和5年5月改正　法律第19号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	19	(17)	道路運送車両法（令和5年6月改正　法律第63号）	1	1	1	37	1	19	(17)	道路運送車両法（令和4年3月改正　法律第4号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	21	(19)	地すべり等防止法（令和5年5月改正　法律第34号）	1	1	1	37	1	21	(19)	地すべり等防止法（平成29年6月改正　法律第45号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	22	(20)	河川法（令和5年5月改正　法律第34号）	1	1	1	37	1	22	(20)	河川法（令和3年5月改正　法律第31号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	23	(21)	海岸法（令和5年5月改正　法律第34号）	1	1	1	37	1	23	(21)	海岸法（平成30年12月改正　法律第95号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	26	(24)	漁港及び漁場の整備等に関する法律（令和5年5月改正　法律第34号）	1	1	1	37	1	26	(24)	漁港＿漁場＿整備＿＿＿法＿（平成30年12月改正　法律第95号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	28	(26)	航空法（令和5年6月改正　法律第63号）	1	1	1	37	1	28	(26)	航空法（令和4年6月改正　法律第62号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	31	(29)	森林法（令和5年6月改正　法律第63号）	1	1	1	37	1	31	(29)	森林法（令和2年6月改正　法律第41号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	41	(39)	砂利採取法（令和5年6月改正　法律第63号）	1	1	1	37	1	41	(39)	砂利採取法（平成27年6月改正　法律第50号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	44	(42)	測量法（令和6年6月改正　法律第54号）	1	1	1	37	1	44	(42)	測量法（令和元年6月改正　法律第37号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	45	(43)	建築基準法（令和6年6月改正　法律第53号）	1	1	1	37	1	45	(43)	建築基準法（令和5年6月改正　法律第58号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	46	(44)	都市公園法（令和6年5月改正　法律第40号）	1	1	1	37	1	46	(44)	都市公園法（平成29年5月改正　法律第26号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	50	(48)	海上交通安全法（令和5年5月改正　法律第34号）	1	1	1	37	1	50	(48)	海上交通安全法（令和3年6月改正　法律第53号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	53	(51)	船員法（令和6年5月改正　法律第42号）	1	1	1	37	1	53	(51)	船員法（令和3年6月改正　法律第75号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	54	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（令和5年5月改正　法律第24号）	1	1	1	37	1	54	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正　法律第59号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	58	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和6年6月改正法律第54号）	1	1	1	37	1	58	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和3年5月改正法律第37号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	65	(63)	厚生年金保険法（令和6年6月改正　法律第47号）	1	1	1	37	1	65	(63)	厚生年金保険法（令和5年3月改正　法律第3号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	70	(68)	所得税法（令和6年5月改正　法律第26号）	1	1	1	37	1	70	(68)	所得税法（令和5年6月改正　法律第44号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	72	(70)	船員保険法（令和6年6月改正　法律第47号）	1	1	1	37	1	72	(70)	船員保険法（令和5年5月改正　法律第31号）	適用すべき諸基準類との整合

新条文（令和7年版）								旧条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	旧条文	
1	1	1	37	1	73	（71）	著作権法（令和6年6月改正　法律第55号）	1	1	1	37	1	73	（71）	著作権法（令和3年6月改正　法律第52号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	74	（72）	電波法（令和5年12月改正　法律第87号）	1	1	1	37	1	74	（72）	電波法（令和4年12月改正　法律第93号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	76	（74）	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和6年6月改正　法律第47号）	1	1	1	37	1	76	（74）	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正　法律第12号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	80	（78）	公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和6年6月改正　法律第54号）	1	1	1	37	1	80	（78）	公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正　法律第35号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	81	（79）	警備業法（令和5年6月改正　法律第63号）	1	1	1	37	1	81	（79）	警備業法（令和元年6月改正　法律第37号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	37	1	83	（81）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和6年6月改正法律第53号）	1	1	1	37	1	83	（81）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和5年6月改正法律第58号）	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	42	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正　法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1	1	1	42	3	1	3. 著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正　法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	適用すべき諸基準類との整合
1	2	3	1	4	1	4. 適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-20建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	1	2	3	1	4	1	4. 適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-19建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	誤記修正
1	2	3	1	6	1	6. 施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2	3	1	6	1	6. 施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	誤記修正
1	2	4	1	8	1	8. 適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-20建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1	2	4	1	8	1	8. 適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-19建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	誤記修正
1	2	4	1	10	1	10.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2	4	1	10	1	10.施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	誤記修正
1	2	4	4	10	1	10.路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-25施工管理第8項の規定によるものとする。	1	2	4	4	10	1	10.路床盛土の締固め度	路床盛土の締固め度については、第1編1-1-24施工管理第8項の規定によるものとする。	誤記修正
1	3	3	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場（産業標準化法（平成30年5月改正　法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。	1	3	3	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場（産業標準化法（令和4年6月改正　法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。	適用すべき諸基準類との整合

新条文（令和7年版）								旧条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	旧条文	
2	2	3	4	1	2		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-13とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。	2	2	3	4	1	2		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表2-12の規格に適合するものとする。	実態を踏まえた規定の変更
2	2	3	4	0	3		表2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質	2	2	3	4	0	3		表2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	諸基準類の改定にともなう
2	2	3	4	0	4		表2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質	2	2	3	4	0	4			図表の追加
2	2	3	5	2	1	2.石灰岩の石粉等の粒度範囲	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-14の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	2	1	2.石灰岩の石粉等の粒度範囲	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-13の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	3	5	2	2		表2-14 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	2	2	3	5	2	2		表2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	図表追加による番号の修正
2	2	3	5	3	1	3.石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-15の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	3	1	3.石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-14の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	3	5	3	2		表2-15 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	2	2	3	5	3	2		表2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	図表追加による番号の修正
2	2	3	6	1	1	1.瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料(再生舗装工法における新アスファルトを含む)の品質は、表2-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2	2	3	6	1	1	1.瀝青材料の品質	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	条文追加による番号の修正
2	2	3	6	1	2		表2-16 舗装用石油アスファルトの規格	2	2	3	6	1	2		表2-15 舗装用石油アスファルトの規格	図表追加による番号の修正
2	2	3	6	1	3		表2-17 石油アスファルト乳剤の規格	2	2	3	6	1	3		表2-16 石油アスファルト乳剤の規格	図表追加による番号の修正
2	2	6	2	1	1	1.適用規格	セメントは、表2-18の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	1	1	1.適用規格	セメントは、表2-17の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	6	2	1	2		表2-18 セメントの種類	2	2	6	2	1	2		表2-17 セメントの種類	図表追加による番号の修正
2	2	6	2	3	1	3.普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-19の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	3	1	3.普通ポルトランドセメントの品質	普通ポルトランドセメントの品質は、表2-18の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	6	2	3	2		表2-19 普通ポルトランドセメントの品質	2	2	6	2	3	2		表2-18 普通ポルトランドセメントの品質	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	1	1	1.適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編2-3-6安定材の表2-16の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	1	1	1.適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編2-3-6安定材の表2-15の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	2	1	2.ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-20の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	2	1	2.ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-19の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	2	2		なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-20に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	2	2	8	1	2	2		なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	2	3		表2-20 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	2	3		表2-19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	3	1	3.セミブローンアスファルト	セミブローンアスファルトは、表2-21の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	3	1	3.セミブローンアスファルト	セミブローンアスファルトは、表2-20の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	3	2		表2-21 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格	2	2	8	1	3	2		表2-20 セミブローンアスファルト(AC-100)の規格	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	4	1	4.硬質アスファルトに用いるアスファルト	硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-22の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2-23の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	4	1	4.硬質アスファルトに用いるアスファルト	硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-22の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	4	2		表2-22 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4	2		表2-21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	4	3		表2-23 硬質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4	3		表2-22 硬質アスファルトの標準的性状	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	5	1	5.石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は、表2-17、表2-2-24の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	5	1	5.石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は、表2-16、表2-23の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	5	2		表2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	2	2	8	1	5	2		表2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	6	1	6.グースアスファルトに用いるアスファルト	グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-22に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	2	2	8	1	6	1	6.グースアスファルトに用いるアスファルト	グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-21に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	1	7	1	7.グースアスファルト	グースアスファルトは、表2-23に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	2	2	8	1	7	1	7.グースアスファルト	グースアスファルトは、表2-22に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正　政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正　政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	図表追加による番号の修正
2	2	8	3	0	3		表2-25 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）	2	2	8	3	0	3		表2-24 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）	図表追加による番号の修正
2	2	8	3	0	4		表2-26 再生用添加剤の品質（オイル系）	2	2	8	3	0	4		表2-25 再生用添加剤の品質（オイル系）	図表追加による番号の修正
2	2	8	3	0	5		表2-27 再生用添加剤の標準的性状	2	2	8	3	0	5		表2-26 再生用添加剤の標準的性状	図表追加による番号の修正
2	2	12	1	0	24	(4)	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-28、表2-29に示す規格以上のものとする。	2	2	12	1	0	24	(4)	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-27、表2-28に示す規格以上のものとする。	条文削除による番号の修正

新条文（令和7年版）								旧条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	旧条文	
2	2	12	1	0	26		なお、受注者は、表2-28、表2-29に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。	2	2	12	1	0	26		なお、受注者は、表2-27、表2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。	図形削除による番号の修正
2	2	12	1	0	27		表2-28　封入レンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	0	27		表2-27　封入レンズ型反射シートの反射性能	図表追加による番号の修正
2	2	12	1	0	28		表2-29　カプセルレンズ型反射シートの反射性能	2	2	12	1	0	28		表2-28　カプセルレンズ型反射シートの反射性能	図表追加による番号の修正
3	2	2	0	0	15		国土交通省　仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	3	2	2	0	0	15		国土交通省　仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	適用すべき諸基準類との整合
3	2	2	0	0	29		日本道路協会　舗装再生便覧（令和6年3月）	3	2	2	0	0	29		日本道路協会　舗装再生便覧（平成22年11月）	適用すべき諸基準類との整合
3	2	2	0	0	46		厚生労働省　手すり先行工法等に関するガイドライン（令和5年12月）	3	2	2	0	0	46		厚生労働省　手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月）	適用すべき諸基準類との整合
3	2	3	25	1	1	1.一般事項	受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	25	1	1	1.一般事項	受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。	実態を踏まえた規定の変更
3	2	6	3	11	1	11.アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編2-3-3 5.鉄構スラグの規格（路盤材用）の表2-10 鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。	3	2	6	3	11	1	11.アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-21、表2-22の規格に適合するものとする。	適用すべき諸基準類との整合
3	2	6	3	11	2		また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-3-4 アスファルト用再生骨材の表2-12針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-13圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。	3	2	6	3	11				条文の追加
3	2	6	3	11	2			3	2	6	3	11	2		表2-21 鉄鋼スラグの品質規格	削除
3	2	6	3	11	3			3	2	6	3	11	3		表2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	削除
3	2	6	3	15	1	15.適用規格（再生アスファルト（2））	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、令和6年3月）による。	3	2	6	3	15	1	15.適用規格（再生アスファルト（2））	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、平成22年11月）による。	適用すべき諸基準類との整合
3	2	6	3	20	2	（1）	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-21、表2-22の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	20	2	（1）	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-23、表2-24の規格に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	3	21	1	21.マーシャル安定度試験	表2-21、表2-22に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	3	21	1	21.マーシャル安定度試験	表2-23、表2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によるものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	3	21	2		表2-21 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	3	21	2		表2-23 マーシャル安定度試験基準値	図形削除による番号の修正
3	2	6	3	21	3		表2-22 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	3	2	6	3	21	3		表2-24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	図形削除による番号の修正
3	2	6	7	3	4	（3）	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-23の規格による。	3	2	6	7	3	4	（3）	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-25の規格による。	図形削除による番号の修正
3	2	6	7	3	6		表2-23 安定処理路盤の品質規格	3	2	6	7	3	6		表2-25 安定処理路盤の品質規格	図形削除による番号の修正
3	2	6	7	4	2	（1）	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-24に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	3	2	6	7	4	2	（1）	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	7	4	3		表2-24 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	7	4	3		表2-26 マーシャル安定度試験基準値	図形削除による番号の修正
3	2	6	8	4	1	4.適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧 第2章2-8施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	8	4	1	4.適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章 9-4-1半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7施工」（日本道路協会、平成16年2月）の規定、「舗装再生便覧 第2章2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合

新条文（令和7年版）								旧条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	旧条文	
3	2	6	9	2	1	2.適用規定（2）	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	9	2	1	2.適用規定（2）	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合
3	2	6	9	3	1	3.バインダ（アスファルト）の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表2-25の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	3	1	3.バインダ（アスファルト）の標準的性状	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表2-27の標準的性状を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	3	2		表2-25 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	3	2	6	9	3	2		表2-27 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	4	1	4.タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表2-26の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	4	1	4.タックコートに用いる瀝青材	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	4	2		表2-26 アスファルト乳剤の標準的性状	3	2	6	9	4	2		表2-28 アスファルト乳剤の標準的性状	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	5	1	5.ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-27を標準とし、表2-28に示す目標値を満足するように決定する。	3	2	6	9	5	1	5.ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-29を標準とし、表2-30に示す目標値を満足するように決定する。	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	5	3		表2-27 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	3	2	6	9	5	3		表2-29 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	5	4		表2-28 ポーラスアスファルト混合物の目標値	3	2	6	9	5	4		表2-30 ポーラスアスファルト混合物の目標値	図形削除による番号の修正
3	2	6	9	8	1	8.施工工程	受注者は、第1編1-1-5第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。	3	2	6	9	8	1	8.施工工程	受注者は、第1編1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。	誤記修正
3	2	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は表2-29、表2-30を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は表2-31、表2-32を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	6	4		表2-29 接着剤の規格鋼床版用	3	2	6	11	6	4		表2-31 接着剤の規格鋼床版用	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	6	5		表2-30 接着剤の規格コンクリート床版用	3	2	6	11	6	5		表2-32 接着剤の規格コンクリート床版用	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	8	2	(1)	骨材の標準粒度範囲は表2-31に適合するものとする。	3	2	6	11	8	2	(1)	骨材の標準粒度範囲は表2-33に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	8	3		表2-31 骨材の標準粒度範囲	3	2	6	11	8	3		表2-33 骨材の標準粒度範囲	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	8	4	(2)	標準アスファルト量の規格は表2-32に適合するものとする。	3	2	6	11	8	4	(2)	標準アスファルト量の規格は表2-34に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	8	5		表2-32 標準アスファルト量	3	2	6	11	8	5		表2-34 標準アスファルト量	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表2-33の基準値を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表2-35の基準値を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	9	3		表2-33 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	3	2	6	11	9	3		表2-35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表2-34を満足するものとする。	3	2	6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表2-36を満足するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	11	3		表2-34 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	3	2	6	11	11	3		表2-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2-35の規格を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2-37の規格を満足するものでなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	6	11	13	6		表2-35 目地材の規格	3	2	6	11	13	6		表2-37 目地材の規格	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-36、表3-2-37の規格に適合するものとする。	3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2-38、表2-39の規格に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	3	6		表3-2-36 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3	6		表2-38 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	3	7		表3-2-37 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	3	2	6	12	3	7		表2-39 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-38に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	3	2	6	12	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	4	3		表2-38 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	12	4	3		表2-40 マーシャル安定度試験基準値	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	6	1	6.コンクリートの配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2-39の規格に適合するものとする。	3	2	6	12	6	1	6.コンクリートの配合基準	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2-41の規格に適合するものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	6	2		表2-39 コンクリートの配合基準	3	2	6	12	6	2		表2-41 コンクリートの配合基準	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	7	1	7.材料の質量計量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2-40の許容誤差の範囲内とする。	3	2	6	12	7	1	7.材料の質量計量誤差	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2-42の許容誤差の範囲内とする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	7	2		表2-40 計量誤差の許容値	3	2	6	12	7	2		表2-42 計量誤差の許容値	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	9	3		受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定によるものとし、第1編1-1-5第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	3	2	6	12	9	3		受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	誤記修正

新条文（令和7年版）								旧条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	旧条文	
3	2	6	12	12	7		なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-5第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	3	2	6	12	12	7		なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	誤記修正
3	2	6	12	13	3	(2)	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表2-36、表2-37に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	12	13	3	(2)	転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表2-34、表2-35に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	13	6		示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2-41によるものとする。	3	2	6	12	13	6		示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2-43によるものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	13	7		表2-41 示方配合表	3	2	6	12	13	7		表2-43 示方配合表	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	14	10	(9)	注入目地材（加熱施工式）の品質は、表2-42を標準とする。	3	2	6	12	14	10	(9)	注入目地材（加熱施工式）の品質は、表2-44を標準とする。	図形削除による番号の修正
3	2	6	12	14	11		表2-42 注入目地材（加熱施工式）の品質	3	2	6	12	14	11		表2-44 注入目地材（加熱施工式）の品質	図形削除による番号の修正
3	2	9	14	1	1	1.骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-20建設副産物の規定による。	3	2	9	14	1	1	1.骨材再生工の施工	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-19建設副産物の規定による。	誤記修正
3	2	9	15	1	1	1.工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-19工事現場発生品の規定による。	3	2	9	15	1	1	1.工事現場発生品の規定	工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-18工事現場発生品の規定による。	誤記修正
3	2	9	15	2	1	2.建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-20設副産物の規定による。	3	2	9	15	2	1	2.建設副産物の規定	工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-19建設副産物の規定による。	誤記修正
3	2	10	5	3	1	3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「国土交通省　仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、令和6年3月）の規定による。	3	2	10	5	3	1	3.適用規定	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「国土交通省　仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、平成22年6月）の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
3	2	10	23	1	1		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省、令和5年12月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	3	2	10	23	1	1		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省、平成21年4月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合
3	2	12	2	3	1	3.溶接材料	受注者は、溶接材料の使用区分を表2-43に従って設定しなければならない。	3	2	12	2	3	1	3.溶接材料	受注者は、溶接材料の使用区分を表2-45に従って設定しなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	2	3	2		表2-43 溶接材料区分	3	2	12	2	3	2		表2-45 溶接材料区分	図形削除による番号の修正
3	2	12	2	4	1	4.被覆アーク溶接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表2-44に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	2	4	1	4.被覆アーク溶接棒	受注者は、被覆アーク溶接棒を表2-46に従って乾燥させなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	2	4	2		表2-44 溶接棒乾燥の温度と時間	3	2	12	2	4	2		表2-46 溶接棒乾燥の温度と時間	図形削除による番号の修正
3	2	12	2	5	1	5.サブマージアーク溶接に用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-45に従って乾燥させなければならない。	3	2	12	2	5	1	5.サブマージアーク溶接に用いるフラックス	受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-47に従って乾燥させなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	2	5	2		表2-45 フラックスの乾燥の温度と時間	3	2	12	2	5	2		表2-47 フラックスの乾燥の温度と時間	図形削除による番号の修正
3	2	12	2	7	5	(4)	受注者は、多液型塗料の可使時間は、表2-46の基準を遵守しなければならない。	3	2	12	2	7	5	(4)	受注者は、多液型塗料の可使時間は、表2-48の基準を遵守しなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	2	7	6		表2-46 多液型塗料の可使時間	3	2	12	2	7	6		表2-48 多液型塗料の可使時間	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	22		ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	3	2	12	3	1	22		ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	23		表2-47 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容	3	2	12	3	1	23		表2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	75		受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100㎜範囲の母材を表2-49の条件を満たす場合に限り、表2-48により予熱することを標準とする。	3	2	12	3	1	75		受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100㎜範囲の母材を表2-51の条件を満たす場合に限り、表2-50により予熱することを標準とする。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	76		なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表2-50とする。	3	2	12	3	1	76		なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表2-52とする。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	77		表2-48 予熱温度の標準	3	2	12	3	1	77		表2-50 予熱温度の標準	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	78		表2-49 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	3	2	12	3	1	78		表2-51 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	79		表2-50 PCM値と予熱温度の標準	3	2	12	3	1	79		表2-52 PCM値と予熱温度の標準	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	95	①	受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表2-51に示す1グループごとに1継手の抜取り検査を行わなければならない。	3	2	12	3	1	95	①	受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表2-53に示す1グループごとに1継手の抜取り検査を行わなければならない。	図形削除による番号の修正

新条文（令和7年版）								旧条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	旧条文	
3	2	12	3	1	97		表2-51 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1	97		表2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	98	②	受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表2-52に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	3	2	12	3	1	98	②	受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表2-54に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	100		表2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1	100		表2-54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	127		補修方法は、表2-53に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	127		補修方法は、表2-55に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	129		表2-53 欠陥の補修方法	3	2	12	3	1	129		表2-55 欠陥の補修方法	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	131		受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-54によるものとする。	3	2	12	3	1	131		受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレスまたはガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-56によるものとする。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	1	132		表2-54 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	3	2	12	3	1	132		表2-56 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	2	(1)	ボルト孔の径は、表2-55に示すとおりとする。	3	2	12	3	2	2	(1)	ボルト孔の径は、表2-57に示すとおりとする。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	3		表2-55 ボルト孔の径	3	2	12	3	2	3		表2-57 ボルト孔の径	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	11	(2)	ボルト孔の径の許容差は、表2-56に示すとおりとする。	3	2	12	3	2	11	(2)	ボルト孔の径の許容差は、表2-58に示すとおりとする。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	13		表2-56 ボルト孔の径の許容差	3	2	12	3	2	13		表2-58 ボルト孔の径の許容差	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	16	②	受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表2-57のとおりにしなければならない。	3	2	12	3	2	16	②	受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表2-59のとおりにしなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	3	2	17		表2-57 ボルト孔の貫通率及び停止率	3	2	12	3	2	17		表2-59 ボルト孔の貫通率及び停止率	図形削除による番号の修正
3	2	12	8	2	1	2.アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度	受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2-58によらなければならない。	3	2	12	8	2	1	2.アンカーボルトのねじの種類ピッチ及び精度	受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2-60によらなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	8	2	2		表2-58 ねじの種類、ピッチ及び精度	3	2	12	8	2	2		表2-60 ねじの種類、ピッチ及び精度	図形削除による番号の修正
3	2	12	11	3	1	3.気温湿度の条件	受注者は、気温、湿度の条件が表2-59の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が 調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以 外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	3	2	12	11	3	1	3.気温湿度の条件	受注者は、気温、湿度の条件が表2-61の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	図形削除による番号の修正
3	2	12	11	3	2		表2-59 塗装禁止条件	3	2	12	11	3	2		表2-61 塗装禁止条件	図形削除による番号の修正
3	2	18	2	1	16	(11)	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-31後片付け）を行わなければならない。	3	2	18	2	1	16	(11)	受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-28後片付け）を行わなければならない。	諸基準類の追加
4	1	2	0	1	4		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	4	1	2	0	1	4		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	適用すべき諸基準類との整合
4	2	3	3	1	2		受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-5施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	4	2	3	3	1	2		受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	誤記修正
4	3	2	0	2	4		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	4	3	2	0	2	4		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	適用すべき諸基準類との整合
4	3	2	0	2	5		国土交通省 河川砂防技術基準（令和6年5月）	4	3	2	0	2	5		国土交通省 河川砂防技術基準（令和5年10月）	適用すべき諸基準類との整合
4	3	2	0	5	7		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和6年3月）	4	3	2	0	5	7		国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和5年3月）	諸基準類の改定にともなう
4	4	2	0	0	4		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	4	4	2	0	0	4		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	適用すべき諸基準類との整合
4	4	3	8	1	2		橋歴板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	4	4	3	8	1	2		受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）によらなければならない。	適用すべき諸基準類との整合
4	5	1	0	5	1	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和6年3月）の規定による。	4	5	1	0	5	1	5.適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和5年3月）の規定による。	諸基準類の改定にともなう
4	5	2	0	5	6		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	4	5	2	0	5	6		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	適用すべき諸基準類との整合
4	6	2	0	0	5		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	4	6	2	0	0	5		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	適用すべき諸基準類との整合
4	7	2	0	4	4		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（令和6年3月一部改正）	4	7	2	0	4	4		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）	適用すべき諸基準類との整合
6	3	4	6	1	1	1.PC法枠工の施工	受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-5施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	6	3	4	6	1	1	1.PC法枠工の施工	受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-4施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	誤記修正

新条文（令和7年版）								旧条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	旧条文	
6	3	9	1	2	1	2.施工計画書	受注者は、杭の施工については第1編1-1-5第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	6	3	9	1	2	1	2.施工計画書	受注者は、杭の施工については第1編1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	誤記修正
8	1	2						8	1	2	0	0	12		全日本建設技術協会　土木構造物標準設計　第2巻（平成12年9月）	削除
8	1	7	1	2	1	2.適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工ー擁壁工指針　5-11・6-10施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	7	1	2	1	2.適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工ー擁壁工指針　5-11・6-10 施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計 第2巻 解説書 4. 3施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	一部削除
8	2	2	0	0	7		日本道路協会　舗装再生便覧（令和6年3月）	8	2	2	0	0	7		日本道路協会　舗装再生便覧（平成22年11月）	適用すべき諸基準類との整合
8	4	3	11	0	2		橋歴板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	8	4	3	11	0	2		橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
8	5	3	7	0	2		橋歴板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	8	5	3	7	0	2		橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。	適用すべき諸基準類との整合
8	6	2	0	0	21		厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（令和6年3月）	8	6	2	0	0	21		厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン（平成30年1月）	諸基準類の改定にともなう
8	6	6	4	5	1	5.適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-25施工管理第8項の規定による。	8	6	6	4	5	1	5.適用規定	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-24施工管理第8項の規定による。	誤記修正
8	6	8	6	2	1	2.材質	標示板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。なお、両坑口に図6-2を標準として取付けしなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。	8	6	8	6	2	1	2.材質	受注者は、標示板の材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とし、両坑口に図6-2を標準として取付けしなければならない。	適用すべき諸基準類との整合
8	7	6	5	2	1	2.銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	8	7	6	5	2	1	2.銘板の材質	銘板の材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。	適用すべき諸基準類との整合
8	8	7	5	2	1	2.銘板の材質	銘板に用いる材質は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	8	8	7	5	2	1	2.銘板の材質	銘板の材質は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。	適用すべき諸基準類との整合
8	14	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-44臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	8	14	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	誤記修正
8	14	2	0	0	5		日本道路協会　舗装再生便覧（令和6年3月）	8	14	2	0	0	5		日本道路協会　舗装再生便覧（平成22年11月）	適用すべき諸基準類との整合
8	14	4	7	1	12		受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	8	14	4	7	1	12		受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成31年3月）に示される「G021　砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	誤記修正
8	14	4	7	2	9	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-21マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	8	14	4	7	2	9	①	受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督職員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	図形削除による番号の修正
8	14	4	7	2	12		受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-21マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	8	14	4	7	2	12		受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	図形削除による番号の修正

新条文（令和7年版）								旧条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	旧条文	
8	15	3	1	2	2		なお、第1編1-1-5施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。	8	15	3	1	2	2		なお、第1編1-1-4施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。	誤記修正
8	16	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-44臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	8	16	1	0	5	1	5.臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	誤記修正
8	16	2	0	0	7		日本道路協会　舗装再生便覧（令和6年3月）	8	16	2	0	0	7		日本道路協会　舗装再生便覧（平成22年11月）	適用すべき諸基準類との整合
8	16	24	4	27	1	27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-33環境対策の規定によらなければならない。	8	16	24	4	27	1	27.騒音と粉じん	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-31環境対策の規定によらなければならない。	誤記修正
8	16	24	5	6	1	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-33環境対策の規定による。	8	16	24	5	6	1	6.騒音と粉じん対策	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-31環境対策の規定による。	誤記修正

<table>
<tr><th>図表番号</th><th>改定（令和7年度）</th><th>現行（令和7年度）</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>表 2－4 再生砕石の粒度</td><td>
表２－４　再生砕石の粒度
<table>
<tr><th colspan="2">粒度範囲（呼び名）
ふるい目の開き</th><th>40～0
（RC－40）</th><th>30～0
（RC－30）</th><th>20～0
（RC－20）</th></tr>
<tr><td rowspan="9">通過質量百分率（%）</td><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr>
<tr><td>31.5mm</td><td>－</td><td>95～100</td><td></td></tr>
<tr><td>26.5mm</td><td>－</td><td>－</td><td>100</td></tr>
<tr><td>19mm</td><td>50～80</td><td>55～85</td><td>95～100</td></tr>
<tr><td>13.2mm</td><td>－</td><td>－</td><td>60～90</td></tr>
<tr><td>4.75mm</td><td>15～40</td><td>15～45</td><td>20～50</td></tr>
<tr><td>2.36mm</td><td>5～25</td><td>5～30</td><td>10～35</td></tr>
</table>
〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。
</td><td>
表２－４　再生砕石の粒度
<table>
<tr><th colspan="2">粒度範囲（呼び名）
ふるい目の開き</th><th>40～0
（RC－40）</th><th>30～0
（RC－30）</th><th>20～0
（RC－20）</th></tr>
<tr><td rowspan="9">通過質量百分率（%）</td><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr>
<tr><td>31.5mm</td><td>－</td><td>95～100</td><td></td></tr>
<tr><td>26.5mm</td><td>－</td><td>－</td><td>100</td></tr>
<tr><td>19mm</td><td>50～80</td><td>55～85</td><td>95～100</td></tr>
<tr><td>13.2mm</td><td>－</td><td>－</td><td>60～90</td></tr>
<tr><td>4.75mm</td><td>15～40</td><td>15～45</td><td>20～50</td></tr>
<tr><td>2.36mm</td><td>5～25</td><td>5～30</td><td>10～35</td></tr>
</table>
〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。
</td><td>諸基準類との整合</td></tr>
<tr><td>表 2－5 再生粒度調整砕石の粒度</td><td>
表２－５　再生粒度調整砕石の粒度
<table>
<tr><th colspan="2">粒度範囲（呼び名）
ふるい目の開き</th><th>40～0
（RM－40）</th><th>30～0
（RM－30）</th><th>25～0
（RM－25）</th></tr>
<tr><td rowspan="10">通過質量百分率（%）</td><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr>
<tr><td>31.5mm</td><td>－</td><td>95～100</td><td>100</td></tr>
<tr><td>26.5mm</td><td>－</td><td>－</td><td>95～100</td></tr>
<tr><td>19mm</td><td>60～90</td><td>60～90</td><td>－</td></tr>
<tr><td>13.2mm</td><td>－</td><td>－</td><td>55～85</td></tr>
<tr><td>4.75mm</td><td>30～65</td><td>30～65</td><td>30～65</td></tr>
<tr><td>2.36mm</td><td>20～50</td><td>20～50</td><td>20～50</td></tr>
<tr><td>425μm</td><td>10～30</td><td>10～30</td><td>10～30</td></tr>
<tr><td>75μm</td><td>2～10</td><td>2～10</td><td>2～10</td></tr>
</table>
〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破砕されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。
</td><td>
表２－５　再生粒度調整砕石の粒度
<table>
<tr><th colspan="2">粒度範囲（呼び名）
ふるい目の開き</th><th>40～0
（RM－40）</th><th>30～0
（RM－30）</th><th>25～0
（RM－25）</th></tr>
<tr><td rowspan="10">通過質量百分率（%）</td><td>53mm</td><td>100</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>37.5mm</td><td>95～100</td><td>100</td><td></td></tr>
<tr><td>31.5mm</td><td>－</td><td>95～100</td><td>100</td></tr>
<tr><td>26.5mm</td><td>－</td><td>－</td><td>95～100</td></tr>
<tr><td>19mm</td><td>60～90</td><td>60～90</td><td>－</td></tr>
<tr><td>13.2mm</td><td>－</td><td>－</td><td>55～85</td></tr>
<tr><td>4.75mm</td><td>30～65</td><td>30～65</td><td>30～65</td></tr>
<tr><td>2.36mm</td><td>20～50</td><td>20～50</td><td>20～50</td></tr>
<tr><td>425μm</td><td>10～30</td><td>10～30</td><td>10～30</td></tr>
<tr><td>75μm</td><td>2～10</td><td>2～10</td><td>2～10</td></tr>
</table>
〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。
</td><td>諸基準類との整合</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>図表番号</th><th>改定（令和7年度）</th><th>現行（令和7年度）</th><th>理由</th></tr>
<tr>
<td>表　２-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</td>
<td>
表２－12　針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質
<table>
<tr><td>旧アスファルトの含有量　％</td><td>３．８以上</td></tr>
<tr><td>旧アスファルトの針入度　（25℃）1/10㎜</td><td>２０以上</td></tr>
<tr><td>骨材の微粒分量　％</td><td>５以下</td></tr>
</table>
〔注1〕　アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト，新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。
〔注2〕　アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量，針入度および骨材の微粒分量は，実際の製造に用いる13～0㎜の粒度に適用する。なお，13㎜以下が2種類に分級されている場合には，それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0㎜相当分を求めてもよい。
〔注3〕　旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は，アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。
〔注4〕　骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。
〔注5〕　アスファルト混合物層の切削材は，アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし，切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。用することが望ましい。
</td>
<td>
表２－12　アスファルトコンクリート再生骨材の品質
<table>
<tr><td colspan="2">旧アスファルトの含有量　％</td><td>３．８以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td><td>針入度　1/10㎜</td><td>２０以上</td></tr>
<tr><td>圧裂係数　MPa/㎜</td><td>１．７０以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">骨材の微粒分量</td><td>５以下</td></tr>
</table>
［注1］　アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。
［注2］　アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13㎜、13～5㎜、5～0㎜の3種類の粒度や20～13㎜、13～0㎜の2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0㎜の粒度区分のものに適用する。
［注3］　アスファルトコンクリート再生骨材の13㎜以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0㎜相当分を求めてもよい。また、13～0㎜あるいは13～5㎜、5～0㎜以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0㎜をふるい取ってこれを対象に試験を行う。
［注4］　アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μｍ を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。
［注5］骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。
［注6］アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。
［注7］　旧アスファルトの性状は、針入度または圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。
</td>
<td>諸基準類との整合</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>図表番号</th><th>改定（令和7年度）</th><th>現行（令和6年度）</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>表 2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</td><td>
表２－13　圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質
<table>
<tr><td>旧アスファルトの含有量　％</td><td>３．８以上</td></tr>
<tr><td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数
（25℃）MPa/mm</td><td>１．７０以上</td></tr>
<tr><td>骨材の微粒分量　％</td><td>５以下</td></tr>
</table>
〔注1〕 アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト，新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。
〔注2〕 アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は，実際の製造に用いる13～0㎜の粒度に適用する。なお，13㎜以下が2種類に分級されている場合には，それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0㎜相当分を求めてもよい。
〔注3〕 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は，アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。
〔注4〕 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は，13～5㎜と5～0㎜に分級し，これらを質量比1:1に調整した上で，最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0㎜とし，供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%，水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合，圧裂試験に供することができない。
〔注5〕 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。
〔注6〕 アスファルト混合物層の切削材は，アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし，切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。
</td><td></td><td>諸基準類との整合</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>図表番号</th><th>改定（令和7年度）</th><th>現行（令和6年度）</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>表２-15→16
舗装用石油アスファルトの規格</td><td>
表２－16　舗装用石油アスファルトの規格
<table>
<tr><th>種類
項目</th><th>40～60</th><th>60～80</th><th>80～100</th><th>100～120</th><th>120～150</th><th>150～200</th><th>200～300</th></tr>
<tr><td>針入度(25℃)
1/10mm</td><td>40を超え
60以下</td><td>60を超え
80以下</td><td>80を超え
100以下</td><td>100を超え
120以下</td><td>120を超え
150以下</td><td>150を超え
200以下</td><td>200を超え
300以下</td></tr>
<tr><td>軟化点
℃</td><td>47.0～
55.0</td><td>44.0～
52.0</td><td>42.0～
50.0</td><td>40.0～
50.0</td><td>38.0～
48.0</td><td>30.0～
45.0</td><td>30.0～
45.0</td></tr>
<tr><td>伸度(15℃)
cm</td><td>10以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td></tr>
<tr><td>トルエン可溶分
%</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td></tr>
<tr><td>引火点
℃</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>240以上</td><td>210以上</td><td>210以上</td></tr>
<tr><td>薄膜加熱質量
変化率 %</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>薄膜加熱針入度
残留率 %</td><td>58以上</td><td>55以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>蒸発後の
針入度比 %</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>密度（15℃）
g/cm³</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td></tr>
</table>
［注１］各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。
［注２］舗装用の新アスファルトである120～150，150～200，200～300は，「JIS K 2207:2006 石油アスファルト」とは引火点が異なる。
</td><td>
表２－15　舗装用石油アスファルトの規格
<table>
<tr><th>種類
項目</th><th>40～60</th><th>60～80</th><th>80～100</th><th>100～120</th><th>120～150</th><th>150～200</th><th>200～300</th></tr>
<tr><td>針入度(25℃)
1/10mm</td><td>40を超え
60以下</td><td>60を超え
80以下</td><td>80を超え
100以下</td><td>100を超え
120以下</td><td>120を超え
150以下</td><td>150を超え
200以下</td><td>200を超え
300以下</td></tr>
<tr><td>軟化点
℃</td><td>47.0～
55.0</td><td>44.0～
52.0</td><td>42.0～
50.0</td><td>40.0～
50.0</td><td>38.0～
48.0</td><td>30.0～
45.0</td><td>30.0～
45.0</td></tr>
<tr><td>伸度(15℃)
cm</td><td>10以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td><td>100以上</td></tr>
<tr><td>トルエン可溶分
%</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td><td>99.0以上</td></tr>
<tr><td>引火点
℃</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>260以上</td><td>240以上</td><td>210以上</td><td>210以上</td></tr>
<tr><td>薄膜加熱質量
変化率 %</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>0.6以下</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>薄膜加熱針入度
残留率 %</td><td>58以上</td><td>55以上</td><td>50以上</td><td>50以上</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>蒸発後の
針入度比 %</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>110以下</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>密度（15℃）
g/cm³</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td><td>1.000以上</td></tr>
</table>
［注］各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。
</td><td>諸基準類との整合</td></tr>
<tr><td>表２-26→27
再生用添加剤の標準的性状</td><td>
表２－27　再生用添加剤の標準的性状
プラント再生用
<table>
<tr><th>項目</th><th>標準的性状</th></tr>
<tr><td>動粘度（60℃）　(mm²/s)</td><td>80～1,000</td></tr>
<tr><td>引火点　℃</td><td>250以上</td></tr>
<tr><td>薄膜加熱後の粘度比（60℃）</td><td>2以下</td></tr>
<tr><td>薄膜加熱質量変化率　%</td><td>±3以内</td></tr>
<tr><td>密度（15℃）　g/cm³</td><td>報告</td></tr>
<tr><td>組成（石油学会法JPI-5S-70-10）</td><td>報告</td></tr>
</table>
［注］密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm3以上とすることが望ましい。
</td><td>
表２－26　再生用添加剤の標準的性状
プラント再生用
<table>
<tr><th>項目</th><th>標準的性状</th></tr>
<tr><td>動粘度（60℃）　(mm²/s)</td><td>80～1,000</td></tr>
<tr><td>引火点　℃</td><td>250以上</td></tr>
<tr><td>薄膜加熱後の粘度比（60℃）</td><td>2以下</td></tr>
<tr><td>薄膜加熱質量変化率　%</td><td>±3以内</td></tr>
<tr><td>密度（15℃）　g/cm³</td><td>報告</td></tr>
<tr><td>組成（石油学会法JPI-5S-70-10）</td><td>報告</td></tr>
</table>
［注］密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm3以上とすることが望ましい。
</td><td>諸基準類との整合</td></tr>
</table>

図表番号	改定（令和7年度）	現行（令和6年度）	理由
図 2-2 銘板の寸法及び記載事項	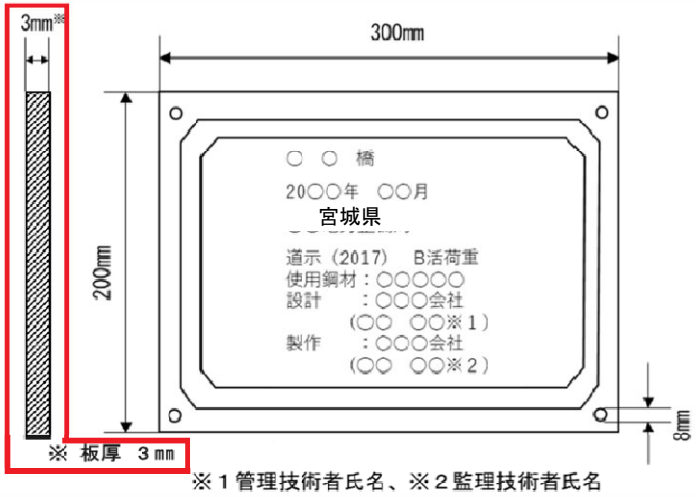 ※１管理技術者氏名、※２監理技術者氏名 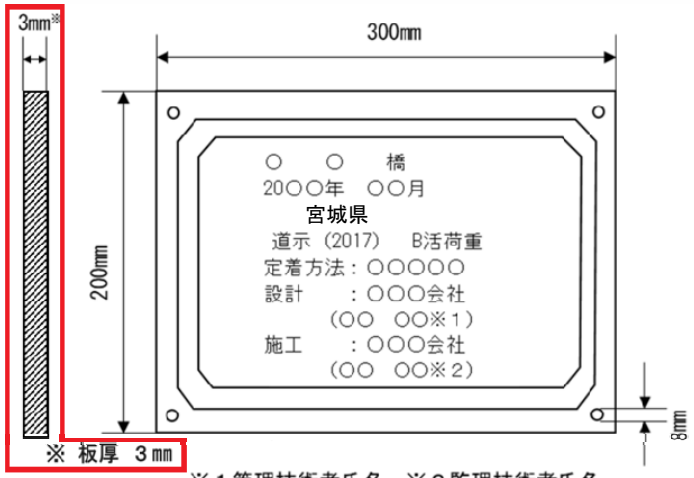 ※１管理技術者氏名、※２監理技術者氏名	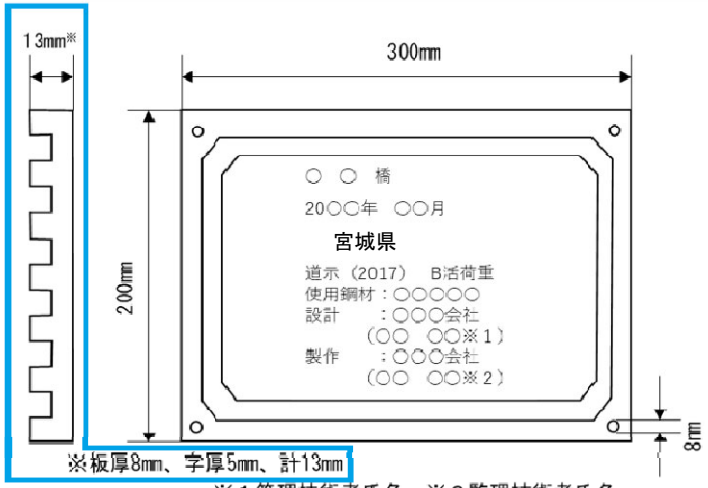 ※１管理技術者氏名、※２監理技術者氏名 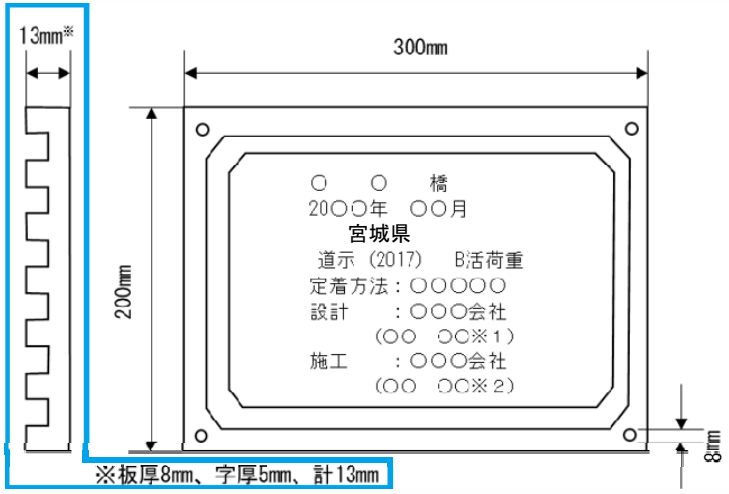 ※１管理技術者氏名、※２監理技術者氏名	実態を踏まえた規定の変更

<table>
<tr><th>図表番号</th><th>改定（令和7年度）</th><th>現行（令和6年度）</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>表２−10（注1）</td><td>
表２－10　要求性能の確認方法
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">項　目</th><th rowspan="2">要求性能</th><th colspan="3">確認方法</th></tr>
<tr><th>試験方法</th><th>試験条件</th><th>基準値</th></tr>
<tr><td rowspan="5">線材に要求される性能</td><td>母材の健全性</td><td>母材が健全であること</td><td>JIS H 0401の腐食法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の表面観察</td><td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面観察</td><td>母材に傷が付いていないこと</td></tr>
<tr><td>強度</td><td>洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること</td><td>引張試験
（JIS G 3547に準拠）</td><td></td><td>引張強さ
290N/mm2以上</td></tr>
<tr><td>耐久性</td><td>淡水中での耐用年数30年程度を確保すること</td><td>腐食促進試験
（JIS G 0594に準拠）</td><td>塩化物イオン濃度0ppm
試験時間1,000時間</td><td rowspan="2">メッキ残存量
30g/m2以上</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>線材摩耗試験</td><td>回転数 20,000回転</td></tr>
<tr><td>均質性</td><td>性能を担保する品質の均質性を確保していること</td><td colspan="3">鉄線籠型基準「8．線材の品質管理」に基づくこと</td></tr>
<tr><td>環境適合性</td><td>周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと</td><td colspan="3">鉄線籠型基準「1．適用河川」に基づくこと</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記性能に加えて要求される性能</td><td>摩擦抵抗
（短期性能型）</td><td>作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること</td><td>面的摩擦試験または線的摩擦試験</td><td></td><td>摩擦係数
0.90以上</td></tr>
<tr><td>摩擦抵抗
（長期性能型）</td><td>供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること</td><td>線材摩耗試験の線的摩擦試験
または
両材摩耗試験の面的摩擦試験</td><td>［線材摩耗試験の場合］
回転数2,500回転
［両材摩耗試験の場合］
回転数 100回転</td><td>摩擦係数
0.90以上
（初期摩耗後）</td></tr>
</table>
［注1］　表2-10の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、１回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8．線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表2-12）を行うものとする。
［注2］　メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7.線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
</td><td>
表２－10　要求性能の確認方法
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">項　目</th><th rowspan="2">要求性能</th><th colspan="3">確認方法</th></tr>
<tr><th>試験方法</th><th>試験条件</th><th>基準値</th></tr>
<tr><td rowspan="5">線材に要求される性能</td><td>母材の健全性</td><td>母材が健全であること</td><td>JIS H 0401の腐食法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の表面観察</td><td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面観察</td><td>母材に傷が付いていないこと</td></tr>
<tr><td>強度</td><td>洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること</td><td>引張試験
（JIS G 3547に準拠）</td><td>－</td><td>引張強さ
290N/mm2以上</td></tr>
<tr><td>耐久性</td><td>淡水中での耐用年数30年程度を確保すること</td><td>腐食促進試験
（JIS G 0594に準拠）</td><td>塩化物イオン濃度0ppm
試験時間1,000時間</td><td rowspan="2">メッキ残存量
30g/m2以上</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>線材摩耗試験</td><td>回転数 20,000回転</td></tr>
<tr><td>均質性</td><td>性能を担保する品質の均質性を確保していること</td><td colspan="3">鉄線籠型基準　8．線材の品質管理　に基づくこと</td></tr>
<tr><td>環境適合性</td><td>周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと</td><td colspan="3">鉄線籠型基準　1．適用河川　に基づくこと</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記性能に加えて要求される性能</td><td>摩擦抵抗
（短期性能型）</td><td>作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること</td><td>面的摩擦試験または線的摩擦試験</td><td></td><td>摩擦係数
0.90以上</td></tr>
<tr><td>摩擦抵抗
（長期性能型）</td><td>供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること</td><td>線材摩耗試験の線的摩擦試験
または
両材摩耗試験の面的摩擦試験</td><td>［線材摩耗試験の場合］
回転数2,500回転
［両材摩耗試験の場合］
回転数 100回転</td><td>摩擦係数
0.90以上
（初期摩耗後）</td></tr>
</table>
［注1］　表2-10の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、１回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8．線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表2-13）を行うものとする。
［注2］　メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7.線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
</td><td>誤植</td></tr>
<tr><td>表　２−21 鉄鋼スラグの品質規格</td><td></td><td>
表２－21　鉄鋼スラグの品質規格
<table>
<tr><th>材　料　名</th><th>呼び名</th><th>表乾密度
（g/cm³）</th><th>吸水率
（%）</th><th>すりへり減量（%）</th><th>水　浸
膨張比（%）</th></tr>
<tr><td>クラッシャラン製鋼スラグ</td><td>ＣＳＳ</td><td>－</td><td>－</td><td>50以下</td><td>2.0以下</td></tr>
<tr><td>単粒度製鋼スラグ</td><td>ＳＳ</td><td>2.45以上</td><td>3.0以下</td><td>30以下</td><td>2.0以下</td></tr>
</table>
［注］水浸膨張比の規格は、３ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用
する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧　B014を参照する。
</td><td>削除</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>図表番号</th><th>改定（令和7年度）</th><th>現行（令和6年度）</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>表　２-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</td><td></td><td>
表２－22　アスファルトコンクリート再生骨材の品質
<table>
<tr><td colspan="2">旧アスファルトの含有量　％</td><td>３．８以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td><td>針入度　1/10㎜</td><td>２０以上</td></tr>
<tr><td>圧裂強度　Mpa/㎜</td><td>１．７０以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">骨材の微粒分量　％</td><td>５以下</td></tr>
</table>
［注1］　アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。
［注2］　アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13㎜、13～5㎜、5～0㎜の3種類の粒度や20～13㎜、13～0㎜の2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0㎜の粒度区分のものに適用する。
［注3］　アスファルトコンクリート再生骨材の13㎜以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した資料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0㎜相当分を求めてもよい。また、13～0㎜あるいは13～5㎜、5～0㎜以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0㎜をふるい取ってこれを対象に試験を行う。
［注4］　アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μｍを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。
［注5］骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。
［注6］アスファルト混合物層の切断材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切断材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。
［注7］　旧アスファルトの性状は、針入度または圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。
</td><td>諸基準類との整合（削除）</td></tr>
<tr><td>図　６－２</td><td>
（標示板）
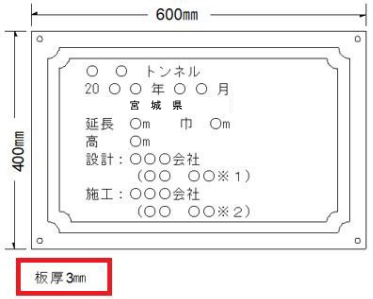

※１　管理技術者氏名、※２監理技術者等氏名
（取付け図）
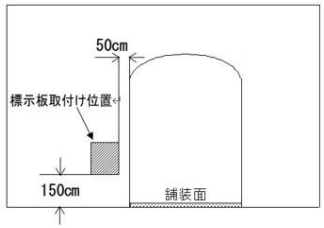

</td><td>
（標示板）
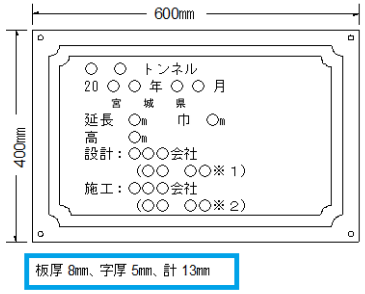

※１　管理技術者氏名、※２監理技術者等氏名
（取付け図）
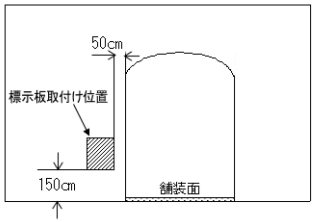

</td><td>実態を踏まえた規定の変更</td></tr>
</table>